2 介護サービス事業者の指導監督

(1) 指導の目的等

1)指導

適切な運営により、より良いサービスの提供ができる介護サービス事業者等の育成 及び支援を念頭において、介護保険制度に関する周知及び理解、サービスの質の確保 及び向上、不適正な介護報酬請求の防止等を目的として行うものである。

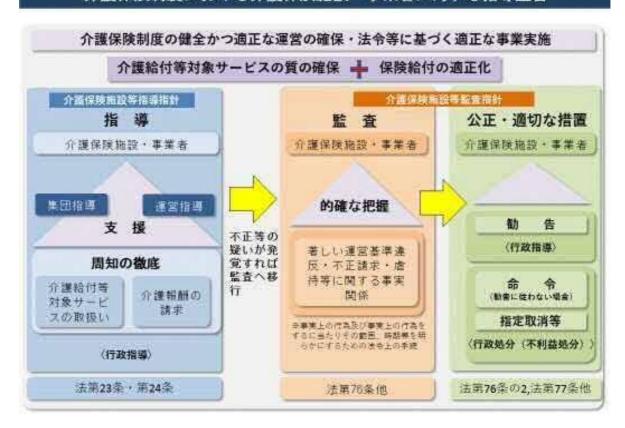
運営指導、集団指導などが該当する。

※令和4年度より、「実地指導」の名称を「運営指導」に改めました。

②監査

不適切な運営又は介護報酬の不適正な支払いの早期停止を目的として、各種情報から指定基準違反又は不正請求が疑われる場合等において実施するものである。

介護保険制度における介護保険施設・事業者に対する指導監督



出典:厚生労働省資料

(2) 令和5年度静岡市介護保険施設等指導方針

この方針は、静岡市が、介護保険サービス事業者・施設に対して、対象サービスの内容及び介護報酬の請求等に関する指導について、重点的に指導する事項を定めることにより、対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

①基本的な考え方

静岡市は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を図ることを念頭において、介護保険サービス事業者・施設(以下「事業者」という。)に対する支援を行うものとし、指導は、介護保険法に基づく関係法令等(以下「基準等」という。)を事業者に遵守させるとともに、基準等に基づく介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼として行うものとする。

また、苦情等通報が多い事業所に対して、重点的に運営指導等を行うものとする。

②指導の重点事項

ア 運営関係

(ア) 新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけられることとなりますが、感染の収束にはまだ時間がかかると想定されることから、感染防止対策の取組の徹底と、感染が疑われる者等が発生した場合の適時適切な対応が図られるよう、以下の事項について指導する。

- a 感染症対策マニュアル等に基づき、事業所内で適切な対策が取られているか
- b マスクや消毒薬その他必要な衛生用品の備蓄に努めているか
- c 感染が疑われる者等が発生した場合に、保健所等への連絡、消毒等の実施、 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定や勤務体制の見直しなどができる体制 となっているか
- d 感染症対策委員会の開催、マニュアルの整備、研修の実施及び感染者発生時 想定訓練の実施が基準に従って行われているか
- e 利用者及び職員のワクチン接種を積極的に進めているか

(イ) 人員基準の徹底

介護サービスの質を確保する観点から、基準等で定められている従業員数の確保と、 適切な従業者によるサービスの提供が行われるよう、以下の事項について指導を徹底 する。また、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の 臨時的な取扱い」をしている場合、その通知の範囲内で対応しているか確認をする。

- a 従業員(兼務している場合は、それぞれの勤務状況)の勤務状況を示す書類 の整備
- b 利用者に対し適切なサービスを提供するための必要な職員の配置(過剰な兼 務による職務上の役割が果たされていないことはないか)
- c 従業者に必要な資格要件及び研修の修了要件
- d 介護に直接携わる職員のうち、無資格者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること

(ウ) 一連のケアマネジメントプロセスの理解の促進

利用者の自立を支援し、状態の悪化をできるだけ防止する視点に立って、適切なケアが総合的かつ効率的に提供されるよう、以下のプロセスの実施について指導を徹底する。

- a 要介護者の状況を把握し、生活上の課題の分析 (アセスメント)
- b 総合的な援助方針、目標を設定するとともに、a に応じた介護サービス等の組み合わせ (プランニング)
- c a 及び b について、サービス担当者会議等により支援にかかわる専門職間で 検討・調整し、認識を共有した上で効果的・効率的な居宅・施設サービス計画 (ケアプラン)の策定(多職種協働)
- d 各サービスの提供状況及び要介護者の状況変化等の把握(モニタリング)、 各サービスの内容等の再評価・改善

(エ)計画に基づくサービスの実施

事業者においては、介護サービスの提供にあたり、各サービス計画に沿った個別の援助計画の作成、利用者への説明、同意取得、計画の交付、サービス提供の記録、評価、必要に応じた計画の変更等、指定基準に示されたプロセスが着実に実行されるよう指導する。

(オ) 非常災害対策の徹底

高齢者施設等における適切な災害への対応を図るよう、以下の事項を重点的に指導する。

- a 非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する 具体的な計画 (マニュアル) の作成
- b 非常災害に対する具体的な計画の定期的な従業者への周知
- c 具体的な計画に基づく定期的な避難、救出訓練の実施及び当該計画の見直しまた、水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく本市地域災害対策に定める、浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の事業所においての避難確保計画の作成状況および避難訓練実施状況についても周知、確認していく。

(カ) 業務継続に向けた取組の強化

新たな感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に 提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修、想定 訓練が適切に行われるよう指導する。

(キ) 身体拘束等の適正化の視点に基づく運営上の指導

利用者及び入居者等の安全確保の観点から、やむをえず身体拘束を行う場合における要件・手続きの慎重な取り扱いはもとより、身体拘束を実施しない場合においても、適切な手続きを踏むことが必要であることから、身体拘束に関する次の事項について確認、指導する。

- a 例外 3 原則(切迫性、非代替性、一時性)の要件の適合状況の確認
- b 身体拘束に関して、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊

急やむを得ない理由の記録の有無

- c 利用者・家族への説明と同意の有無
- d 身体拘束の適切な解除予定時期及び解除に向けた検討状況の確認
- e 「身体拘束廃止委員会」等の定期的な開催及び当該委員会での検討状況の確認
- f 身体的拘束等の適正化のための指針の整備の確認
- g 介護職員その他の従業者に対しての、身体的拘束等の適正化のための研修の 定期的な実施状況の確認

(ク) 高齢者虐待防止のための指導の強化

高齢者虐待は、「人間の尊厳」を著しく侵害する行為であり、決してあってはならないものであることから、高齢者虐待との関連が疑われる場合等において、当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要がある場合など、あらかじめ通知したのでは把握できない時には、事前に通告を行うことなく運営指導を実施するなど、実態把握、再発防止を図る。また、以下の事項について指導を徹底する。

- a 虐待防止対策を検討する委員会の開催、指針の整備及び研修の実施が基準に 従って行われているか
- b 高齢者虐待事案、事故等が発生した場合の、当該事業所から虐待等の速やか な報告の徹底

(ケ)「事故防止対策」及び「苦情対応」

事故の内容を正確に記録し、従業者間で情報を共有するとともに、事業所全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講ずるよう指導する。

市に報告すべき事故を理解していない、市に報告すべき事故を報告していないなどの事例が見受けられることから、報告について徹底を図る。

苦情は、サービスの質の向上を図る上での重要な情報であることから、事業所全体で情報を共有するとともに、苦情の内容を踏まえて、サービスの質の向上に向けた取組みを積極的に行うよう指導する。

(コ) ハラスメント対策の強化

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるよう指導する。

(サ)「特別養護老人ホームにおける入所手続き」の適正な運用

平成27年4月1日以降、特別養護老人ホームへの入所は原則要介護3以上の方に限定され、要介護1又は2の方は、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある場合に、特例的に施設への入所が認められることとなったため、特例入所を含む入所手続きが適正に行われるよう指導する。

また、平成29年7月1日施行の静岡市指定介護老人福祉施設等優先入所指針に沿った入所手続きが適正に行われるよう併せて指導する。

(シ) 通所事業所における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底

認定こども園における置き去り事案を受け、介護事業所においても送迎時の利用

者の安全管理の徹底を図るよう指導する。

イ 報酬関係

(ア) 不適正な請求の防止

加算等の算定要件に基づく運営及び報酬請求の適切な実施について確認し、不適正 な請求を防止するように指導する。

(イ)説明責任の理解の促進

加算等の請求にあたっては、報酬基準上の要件を満たしていることが必要であり、報酬基準上の要件を満たしているか否かは事業者に説明責任があることについて理解の促進に努める。

(ウ) 記録等の整備

加算等の算定については、報酬基準上必要な記録・書類が整備されているか、適切 に実施するように指導する。

(エ)介護職員処遇改善加算の介護従事者への支給の確認

介護職員の安定的確保及び質の向上の観点から導入された本加算については、当該 加算を算定している事業所において、個々の職員への確認を行うなど、処遇改善計画 書に基づく賃金改善が適切に実施されているかを確認する。

また、令和元年度に創設された「介護職員等特定処遇改善加算」の要件についても同様に確認する。

③その他

ア 同報メール配信システムへの登録

制度の改正等重要な情報を早期にまた確実に事業者に伝えるため、メール配信システムへの登録の促進を図る。

イ 介護予防・日常生活支援総合事業(第1号事業)に対する指導

指定事業者により提供される第1号事業について、居宅サービス等の運営指導に併せて、指定基準に関する事項の周知徹底のほか、第1号事業支給費請求にかかる適正な請求事務に関する指導等を行っていく。

ウ 高齢者向け集合住宅を中心にサービスを提供する事業所に対する指導

近年、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに居宅サービスが併設された形態の事業者の新規参入が多く見られることから、制度の理解不足等による不適切な運営を招くことのないよう指導を行っていく。

エ 業務管理体制届出の促進

介護サービス事業者は、要介護(要支援)者の人格を尊重するとともに、介護保険 法又は当該法律に基づく命令を遵守し、要介護(要支援)者のため忠実にその職務を 遂行する義務の履行が確保されるように、業務管理体制を整備しなければならない。 そのため、市に業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならないにもかか わらず未届けの事業者に対しては、速やかに届け出るよう指導する。

オ 介護サービス情報の報告等

介護サービス事業者には、利用者の適切な介護サービスの選択に資する情報の報告が 義務づけられており、報告に基づきその情報を公表している。そのため、当該制度の周 知を図るとともに、情報の報告を行っていない事業者に対して、報告するよう指導する。

カ 福祉サービス第三者評価の実施状況に係る説明

サービス提供の開始に際しての事業者からの利用者に対する重要事項の説明に当たり、福祉サービス第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)についても説明するよう指導する。

(3) 令和3~4年度の運営指導における主な指摘・助言事項等一覧【サービス共通】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容
勤務表・出勤簿	管理者 や介護職として従事する(法人代表者 も含む)職員の勤務実態が把握できる書類を整備していない。	職員の勤務実態について、出勤簿やタイムカード 等の勤務実績を確認できる書類を整備してくださ い。
重要事項説明書	最新 の運営規程等の重要 事項を事業所内に掲示して いない。	事業所の見やすい場所に、最新の運営規程の概要 等、利用申込者のサービスの選択に資すると認め られる重要事項を掲示してください。 なお、重要事項を記載したファイル等を利用申込 者等関係者が自由に閲覧可能な形で事業所内に備 え付けることで、上記掲示に代えることができま す。
勤致	・従事者の資質向上のための研修を実施していない。 ・研修の記録が整備されていない。	従事者の資質の向上を図るため、 研修の機会を計 画的に確保 し、その 概要等を記録 してください。
勤務体制の確保	職場におけるハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない。	適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発してください。また、ハラスメントの相談に対応する担当者や相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知してください。
秘密保持等	従業者が、正当な理由がなく、利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	事業者は、従業者がその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じてください。具体的には、従業者が、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用時等に取り決める等の措置を講じてください。

		苦情及び事故が発生した場合及び緊急時の対応に
	苦情・事故・緊急時の対	関するマニュアルを整備してください。
	応マニュアルが整備され	また、発生時は、当該マニュアルに沿って適切に
	ていない。	対応するとともに、その 内容や処置について記録
事故		してください。
	医師(施設の勤務医、配	
苦情	置医を含む)の診断を受	医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受
	け投薬、処置等何らかの	け投薬、処置等何らかの治療 が必要となった事
	治療が必要となった事故	<u>故</u> については、事故報告書により <mark>必ず</mark> 市へ報告し
	について、市へ報告して	てください。
	いない。	
	ユービュシ両寺につい	管理者等は、サービス計画書の作成に当たり、サ
	サービス計画書につい	ービス内容等を利用者又はその家族に対して説明
各	て、利用者又はその家族	した上で、利用者から同意を得る必要がありま
 	に対して説明し、同意を	す。署名又は電磁的方法(電子署名や電子メール
Ė	得ていることが確認でき	等)等を活用し、 利用者から、同意を得ているこ
計	ない。	とを明確にしてください。
画の		サービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状
各サービス計画の作成等	サービス担当者会議の記	況、その置かれている環境、他の保健医療サービ
等	録がない ケースが見受け	ス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、
	られる。	会議の要点については介護支援専門員から受領す
		るかあるいは自ら記録を作成してください。

【訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・介護老人福祉施設・地域密着型サービス等共通】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容
説明及び同意	サービス提供の開始に当 たり、 第三者評価の実施 状況を利用申込者又はそ	サービス提供の開始に当たり、あらかじめ利用申込 者又はその家族に対して、第三者評価事業の実施状 況 (実施の有無、実施した直近の年月日、実施した
ひ一意の	の家族に説明していない。	評価機関の名称、評価結果の開示状況)について、わかりやすい説明書等で説明してください。

【特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護・施設系サービス共通】

		問題の状況	改善指導内容・助言内容
Ī	亦	協力歯科医療機関が変更	協力歯科医療機関の変更(追加)を行った際は、変
	変 更 届	されていたが、変更届が	更届を変更のあった日から 10 日以内に届け出てく
	庙	提出されていない。	ださい。

身体的拘束等の適正化

加算算定の不備

- ・緊急やむを得ない場合 に行った**身体的拘束等**に ついて、緊急やむを得な い理由を記録していな い。
- ・身体的拘束適正化検討 委員会について、指針で は医師が構成員となって いるが参加実績がない。
- ・新規採用時に身体拘束 の研修を実施していな い。

看取り介護加算につい て,

- ・入居時に指針(医療連 携体制加算の重度化した 場合の対応に係る指針を 含む)の内容を説明し同 意を得ていることが確認 できない。
- ・介護記録について、利 用者家族との連絡を電話 で行っていたが、連絡し た記録がない。
- ・看取りに関する指針に ついて適宜見直しが行わ れていない。

- ・身体的拘束等を緊急やむを得ない場合に行う場合には、**その態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由を記録してください。**
- ・身体的拘束適正化検討委員会の構成メンバーは、 事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職に加えて、第三者や専門家を活用し た構成とすることが望ましい。
- ・介護従業者その他の従業者に対し、<u>身体的拘束等</u> **の適正化のための研修を定期的に実施**してください。また、<u>新規採用時には必ず実施</u>し、研修の実施 内容についても記録してください。
- ・当該加算の算定においては、**看取りに関する指針** (医療連携体制加算の重度化した場合の対応に係る 指針を含む)**を入居の際に利用者又はその家族に対** して、内容を説明し同意を得てください。また、同 意を得ていることが確認できるようにしてください。
- ・利用者が十分に判断をできる状態になく、かつ、 家族の来訪が見込まれないような場合も、医師、看 護職員、介護職員等が利用者の状態等に応じて随 時、利用者に対する看取り介護について相談し、共 同して看取り介護を行っていると認められる場合に は、加算の算定は可能ですが、適切に看取り介護が 行われていることが担保されるよう、介護記録に職 員間の相談日時、内容等を記載するとともに、利用 者の状態や家族と連絡を取ったにもかかわらず事業 所への来訪がなかった旨などを記載してください。 ・医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その
- 他の職種の者による協議の上、事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、**看取りに関する指針の 見直しを行って下さい。**

- 11 -

【居宅系サービス共通】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容
各サービス計画の作成等	介護支援専門員から居宅 サービス計画を受領して いない。	・ <u>最新</u> の居宅サービス計画及び介護予防サービス・ 支援計画(以下「ケアプラン」と言う)を受領し、 その内容を確認の上、ケアプランに沿って当該計画 の作成を行ってください。 また、当該計画作成後にケアプランが作成された場 合においても、最新のケアプランを受領し、計画の 内容がケアプランに沿ったものであるか確認を行っ てください。

【通所系・施設系サービス共通(特定施設入居者生活介護を含む)】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容
		地震・火災・風水害等想定される非常災害対策につ
		いて、現在の運営実態に沿った 具体的計画(地震、
韭	災害に対する具体的な計	火災、風水害等)を整備し、従業員に定期的に周知
非常災害対策	画 (マニュアル) がな	<u>してください。</u>
よ	い。また、避難訓練が実	また、地震・火災・風水害等想定される非常災害に
策	施されていない。	対する 定期的な避難、救出、その他必要な訓練を行
		<u>い</u> 、訓練を実施した際の 記録は、適正に保存してく
		<u>ださい。</u>

【訪問介護】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容
変更届	事業所の管理者及びサー ビス提供責任者の変更を 届け出ていない。	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴を変更した場合は、10日以内にその旨を届け出てください。
出勤簿。	訪問介護員等の勤務実績 を確認できる書類が整備 されておらず、勤務体制 を確認できない。	訪問介護員等について、出勤簿やタイムカード等に より勤務実績を確認できる書類を整備してくださ い。

サービス計画の作成等	
加算算定の不備	

訪問介護計画について、

- ・<u>アセスメントしていな</u> いケースがある。
- ・計画の期間満了後に、 新たな**計画を作成してい** ないケースがある。また、最新のケアプランの 提供を受けていない。

サービス提供責任者は、居宅サービス計画の内容に 沿って長期・短期目標を含めた訪問介護計画を作成 し、当該計画に従ってサービスを提供してくださ い。訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状 況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決す べき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これ に基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当す る訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサ ービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかに してください。

初回加算について、

- ・新規に訪問介護計画を 作成していない場合に算 定している。
- ・初回訪問時にサービス 提供責任者が同行訪問し た旨の記録がない。

・当該加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該事業所のその他の訪問介護員等が初回又は初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に算定が可能です。

・サービス提供責任者が、訪問介護に同行した場合 については、同行訪問した旨を記録してください。 また、この場合において、当該サービス提供責任者 は、訪問介護に要する時間を通じて滞在することは 必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した 上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は 可能です。

特定事業所加算Ⅱについて、

訪問介護員等ごとに作成 する研修計画に個別具体 的な研修の目標を策定し ていない 特定事業所加算 II の算定にあたっては、**訪問介護員等ごとの研修計画**に、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めて作成してください。

【訪問看護】

加算算定の不備

サービスの提供につい て、目標達成の度合いや その効果等についての評 価が不十分である。 (介護予防) 訪問看護計画に従った<u>サービスの実施</u> <u>状況、目標達成状況、利用者の満足度等についての</u> <u>把握(モニタリング)及び評価を行い、記録</u>してく ださい。

また、その実施状況や評価について、<u>利用者及び</u> **その家族に説明**してください。

理学療法士、作業療法士 若しくは言語聴覚士によ る指定訪問看護につい て、

看護職員の代わりに訪問 させるものであること等 を口頭で説明している が、同意を得たことを確 認できる記録がない。 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による 指定訪問看護については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたもので ある場合に、**看護職員の代わりに訪問させるもので あること等を説明した上で利用者の同意を得なけれ ばなりません。**同意の方法は問いませんが、口頭の 場合には、同意を得た旨を記録等に残してくださ い。

複数名訪問加算について、

居宅サービス計画への位置付けが不明確であり、 1人で看護を行うことが 困難な場合であることを 確認できない。 複数名訪問加算は、2人の看護師等又は1人の看護師等と1人の看護補助者が同時に訪問看護を行う場合であって、体重が重い利用者を1人が支持しながら、必要な処置を行う場合等、1人で看護を行うことが困難な場合に算定できます。加算の算定に当たっては、介護支援専門員と連携し、居宅サービス計画及び訪問看護計画における位置付けを明確にしてください。

緊急時訪問看護加算について、

初回の深夜時間帯の緊急 訪問を行った際に、深夜 の訪問看護に係る加算を 算定している。 緊急時(介護予防) 訪問看護加算の算定該当月において、緊急時訪問を行った場合は当該訪問の所要時間に応じた(介護予防) 訪問看護費を算定することになりますが、早朝・夜間、深夜の(介護予防) 訪問看護に係る加算は算定できません。

ただし、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の(介護予防)訪問看護に係る加算を算定することが可能です。(当初から計画されていた夜間、早朝、深夜の訪問については当該加算を算定できます。)

ターミナルケア加算 について、 訪問看護におけるターミナルケアに係る計画を作成し、同意を得ていることが確認できない。	主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画書及び支援体制について利用者及び、その家族等に対して <u>説明を行い、同意を得て</u> ターミナルケアを行ったことについて <u>記録してください。</u>
ターミナルケア加算について、 ターミナルケアの提供を実施した時の訪問看護記録の内容が不足している。	ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を訪問看護記録書に記録してください。 ア 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録 イ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録 ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録なお、ウについては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及び家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応してください。
退院時共同指導加算について、 ・在宅での療養上必要な指導内容を記載した文書の内容が不十分である。 ・指導内容を訪問看護記	病院等に入院中の者が退院するに当たり、在宅での療養上必要な指導を行った際は、その 具体的な内容を文書により提供してください 。また、その内容を訪問看護記録書に 記録してください 。
	いて、 訪問看護に保る書でに係る計でできる。 ターを作ことが確認できない。 ターで、

【通所介護・地域密着型通所介護・通所介護相当サービス】

録書に記載していない。

	問題の状況	改善指導内容・助言内容
基人準員	常時1人以上配置すべき 介護職員の配置が確認で きない日がある。	介護職員は常時1人以上配置し、基準を満たしてい ることが確認できるようにしてください。

人員基準	管理者が生活相談員として従事する日があるが、 勤務表上の記載がなく、 基準を満たしていること が確認できない。	月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の 勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、 介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼 務関係等を明確にしてください。
	生活相談員又は介護職員 として従事する者につい て、時間の分けが明確で なく、基準を満たしてい ることが確認できない。	月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の 勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、 介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼 務関係等を明確にしてください。
	看護職員 兼機能訓練 指導員について、書類上 は区分して配置されてい るが、書類上の実績と実際の配置区分が異なり、 それぞれの職種におけ る従事時間が不明確で ある。	看護職員と機能訓練指導員など、同時並行的に従事することができない職種を兼務する職員及び、他事業所と兼務する職員については、それぞれの勤務時間を区分し、兼務関係を明確にしてください。
	動務状況について、運動型通所サービスと通所介護相当サービスの職員の配置に係る勤務表が明確に分けられていないため、職員の配置状況について確認できない。	運動型通所サービスと通所介護相当サービスの職員 の配置について、配置状況が明確に分けられておら ず、職員の適正配置が確認できないため、勤務表を 別々に作成してください。
	アセスメントの実施が確認できない。	サービス計画の作成にあたり、利用者の心身の状況、希望及び環境を踏まえた機能訓練等の目標を設定する必要があることから、アセスメントを実施し、その内容を記録し、保管してください。
	サービスの内容につい て、標準的な時間や日程 の位置づけがない。	機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容とともに標準的な時間の位置づけや日程等も示してください。
作成等	計画書の同意が遅れている。	計画の実施期間前に利用者又はその家族に <u>計画の</u> 内容等を説明し、利用者の同意を得た上で利用者 に <u>交付してください。</u>
	計画期間満了に伴う次期 計画を未作成である。	サービスの提供に当たっては、必ず計画を作成してください。

サービス計画の作成等

評価の実施を確認できない。

計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録し、サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ってください。

通所介護相当サービス

の提供にあたり、利用者 の状態、利用者に対する サービス提供状況等につ いて、介護予防支援事業 者等に毎月報告を行って いない。 通所介護相当サービス指定事業所の管理者は、通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービス提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告してください。

2時間以上3時間未満 の地域密着型通所介護

を行う場合において、当 該算定の対象利用者であ ることが確認できない。 2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から初めて長時間利用に結び付けていく必要がある者等、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者が対象となります。当該単位数を算定できる利用者であることが確認できるように適切に記録してください。

通所介護事業所において 報酬を算定するにあたり 事業所規模の計算をし ていない。 通所介護事業所において基本報酬を算定するにあたり、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分しているところです。当該年度の通所介護費の算定にあたっては、前年度において通所介護費を算定している月(3月を除く。)の1月あたりの平均利用延人員数を計算し、記録を残してください。

個別機能訓練加算 I について、

- ・機能訓練の記録について、機能訓練指導員が直接提供していることを記録上確認できない。
- ・3月ごとに1回以上、 利用者の居宅を訪問して いることを確認できな い。
- ・個別機能訓練に関する記録(個別機能訓練の目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等)は、利用者ごとに保管してください。
- ・個別機能訓練実施後は、個別機能訓練項目や実施時間、機能訓練の効果(例えばADL及びIADL の改善状況)等について評価等を行ってください。
- ・3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認した上で、利用者又は家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し、記録してください。

加算算定の不備

個別機能訓練加算 I について、

評価が不足している。

概ね3月に1回以上、機能訓練の実施状況や効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、利用者又は家族の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など、適切な対応を行ってください。

個別機能訓練加算

(I) **口**について、

2名以上の理学療法士等 を配置し、個別機能訓練 を実施していることが確 認できない。 個別機能訓練加算(I) ロを取得する場合は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1 名以上配置し、加えて専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置して、2名以上の理学療法士等を配置している時間帯に提供した利用者のみ算定するようにしてください。

また、140時間帯に個別機能訓練を行った場合 は、個別機能訓練加算(I)イを算定</mark>するように してください。

個別機能訓練加算Ⅱに ついて、

LIFE への提出頻度が少なくとも3月に1回実施されていないケースがある。

LIFE への情報提出頻度については、利用者ごと に、下記のアからウまでに定める月の翌月 10 日ま でに提出してください。

ア 新規に個別機能訓練計画の作成を行った日の属 する月

イ 個別機能訓練計画の変更を行った日の属する月 ウ ア又はイのほか、少なくとも3月に1回 また、過去の内容については、遡って入力作業を行 ってください。

運動器機能向上加算に

ついて、

・看護職員と機能訓練指 導員が兼務しており、**専**

ら訓練指導員の職務に 従事する理学療法士等 の配置が確認できな

い。

・機能訓練の提供記録が 整備されていなく、実施 していることが確認でき ない。

専ら機能訓練指導員に従事する理学療法士等を1名以上配置する必要があることから、**看護職員としての業務を実施していない時間帯において、機能 訓練指導員として勤務することが可能**となりま

す。勤務状況を明確に区分してください。

また、運動器機能向上サービスを提供した際は、利用者ごとに、実施時間、訓練内容、担当者等を記録し、保管してください。

運動器機能向上加算に ついて、

- ・計画書の作成等に改善の余地がある。
- ・モニタリングの記録がない月がある。
- ・運動器機能向上計画に 1回当たりの実施時間の 記載がない。また、サー ビス提供記録に実施時間 の記載がない。
- ・概ね3月程度の「長期目標」及び概ね1月程度の「短期目標」を踏まえ、理学療法士等、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間、実施形態等を記載した運動器機能向上計画を作成し、利用者に説明し同意を得ること。
- ・短期目標に応じて概ね1月間ごとに目標の達成度 と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリン グを行い、記録すること。
- ・運動器機能向上計画の作成に当たっては、利用者 ごとに実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、 1回当たりの実施時間、実施形態等を記載してくだ さい。当該計画に基づいた運動機能向上サービスを 提供し、実施時間等の実施した内容を記録してくだ さい。

口腔機能向上加算Ⅰに

ついて

- ・口腔機改善管理指導計画について、利用者又はその家族に説明し、その同意を得たことが確認できない。
- ・モニタリングが概ね1 月ごと実施されているこ とが確認できない。
- ・概ね3月ごとに実施した課題の把握の実施結果について、介護支援専門員等に情報提供していない。
- ・口腔機能改善管理指導計画については、利用者又 はその家族に説明し、その同意を得てください。署 名又は電磁的方法(電子署名や電子メール等)等を 活用し、利用者から同意を得ていることを明確にし てください。
- ・目標の達成状況、口腔衛生、摂食・嚥下機能等の 改善状況等を概ね1月毎にモニタリングし、評価を 行い、記録してください。
- ・口腔衛生、摂食・嚥下機能等に関する解決すべき 課題の把握については、3月毎に実施し、事業所を 通じて介護支援専門員等へ情報提供してください。

入浴介助加算 II について、

- ・作業療法士等が利用者 の居宅を訪問し、浴室に おける当該利用者の動作 及び浴室環境を評価して いることが分かる記録が 明確でない。
- ・個別の入浴計画について内容が不足している。
- ・入浴計画に基づき入浴 介助を行った記録が確認 できない。

- ・作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、浴室における動作及び浴室の環境を評価し、その内容は具体的に記録してください。
- ・個別の入浴計画については、サービス計画に記載 する場合においても、機能訓練指導員等が共同し て、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下 で、利用者の身体の状況や浴室環境等を踏まえた内 容で作成してください。
- ・入浴計画に基づき、利用者の居宅の状況に近い環境で入浴介助を行い、具体的なサービス内容等を記録してください。

なお、「利用者の居宅の状況に近い環境」とは、手 すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の 居宅の浴室の環境を個別に模したものとして差し支 えありません。

また、入浴介助を行う際は、計画の達成状況や利用 者の状態を踏まえて、自身で又は家族・訪問介護員 等の介助によって入浴することができるようになる よう必要な介助技術の習得に努め、これを用いて行 ってください。

送迎減算が適切に行われていない。

利用者の家族等が送迎を行う場合など、事業者が送 迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象 になります。

送迎の遅速により、運営 規程及びサービス計画に 定められたサービス提供 開始時間を遵守していな いケースがある。 地域密着型通所介護及び通所介護相当サービスは、 利用者の要介護状態等の軽減、悪化の防止、又は介 護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に 実施する必要があります。事業所内でサービスを提 供することが原則であることから、サービス提供に あたり、事業所に到着及び事業所から出発する時間 について、サービス計画に定めたサービス提供時間 を遵守して行ってください。

サービス提供体制強化 加算 I について、

算定の根拠となる割合を 確認できる記録がない。 算定に当たっては、毎年度、算定要件を満たしているかの確認を行い、その記録を適切に保管してください。

【特定施設入居者生活介護】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容
身体的拘束等の適正化	身体的拘束等の適正化 のための対策を検討する委員会(以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。)を3月に1回以上開催していることが確認できない。また、研修を定期的(年2回以上)に開催していることが確認できない。	身体的拘束適正化委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ってください。 また、身体的拘束等の適正化を図るため、介護職員その他の従業者に対し、研修を定期的(年2回以上)に実施してください。 研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定特定施設における指針に基づいた研修プログラムを作成してください。
	医療機関連携加算について、 提供する内容について あらかじめ協力医療機 関等と提供する内容を 定めていない。	医療機関連携加算を算定するに当たっては、あらか じめ、事業者と協力医療機関等で、提供する情報の 内容について定めておいて下さい。
加算算定の不備	看取り介護加算 について、 看取りに関する指針に 盛り込むべき項目が不 足している。	看取り介護加算について、管理者を中心に、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等と協議の上、看取りに関する指針を定めてください。看取りに関する指針に盛り込むべき項目としては、例えば、以下の事項が考えられます。 イ 当該特定施設の看取りに関する考え方 ロ 終末期にたどる経過(時期、プロセスごと)とそれに応じた介護の考え方 ハ 特定施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢 ニ 医師や医療機関との連携体制(夜間及び緊急時の対応を含む) ホ 利用者等への情報提供及び意思確認の方法へ利用者等への情報提供とび意思確認の方法へ利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式ト家族への心理的支援に関する考え方チその他看取り介護を受ける利用者に対して特定施設の職員が取るべき具体的な対応の方法

【短期入所生活介護・短期入所療養介護】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容
基人準員	医師の出勤状況が確認できない。	医師の出勤状況について、出勤簿やタイムカード等 の勤務実績を確認できる書類を整備してください。
運営基準	ユニットごとに職員を 配置していない。	ユニット型短期入所生活介護事業所における従業員 の勤務体制を定めるにあたり、ユニットごとに職員 を固定配置してください。
加算算定の不備	緊急短期入所受入加算 について、 7日に引き続き加算を 算定しているが、やむ を得ない事情に関する 記録が不十分である。	本加算の算定期間は原則として7日以内とし、その間に緊急受入れ後に適切な介護を受けられるための方策について、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と密接な連携を行い、相談してください。ただし、やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定することができます。その場合であっても、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討してください。

【福祉用具貸与・販売】

Z 1 7 7	矣其子"规况 』 │	
	問題の状況	改善指導内容・助言内容
	(介護予防)福祉用具	
	貸与について、	福祉用具の保管・消毒を委託している場合には、委
	福祉用具の保管・消毒	託業務の実施状況について定期的に確認し、その結
設備	を委託しているが、委	果を記録してください。
p/is	託業務の実施状況につ	なお、確認した結果の記録は、2年間保存してく
	いて定期的に確認して	ださい。
	いない。	
	特定(介護予防)福祉	
拡	用具販売の取扱品目を	福祉用具の取扱品目を変更(追加)した場合は、
変 更 届	追加しているが、運営	運営規程の変更とともに、変更届を 10 日以内に届
一	規程の変更届が提出さ	け出てください。
	れていない。	

サービス計画の作成等

介護支援専門員から居 宅サービス計画を受領 していない。 <u>最新</u>の居宅サービス計画及び介護予防サービス・ 支援計画(以下「ケアプラン」と言う)を受領 し、その内容を確認の上、ケアプランに沿って当 該計画の作成を行ってください。

また、当該計画作成後にケアプランが作成された 場合においても、最新のケアプランを受領し、計 画の内容がケアプランに沿ったものであるか確認 を行ってください。

(介護予防)福祉用具 貸与について、

福祉用具点検や福祉用 具の使用状況の確認等 を行っているが、利用 者のモニタリングに伴 う評価について、実施 したことが確認できな いケースがある。 計画作成にあたり、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を把握(アセスメント) し、記録してください。

サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容(提供日、品目、利用者の心身の状況、その他必要な事項)等を記録し、利用者からの申し出があった場合は、その情報を提供してください。

また、当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じて当該計画の変更を行ってください。

(介護予防)福祉用具

貸与の提供に当たって、

同一種類における機能 又は価格帯の異なる複 数の福祉用具に関する 情報を提供しているこ とが分かる記録が作成 されていない。 利用者が適切な福祉用具を選択するための情報を 提供する為に、同一種類における機能又は価格帯 の異なる複数の福祉用具に関する情報を提供して ください。

また、提供した内容を記録し、保管してください。

【地域密着型サービス共通】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容
		・運営推進会議は、所定の頻度で、活動状況を報告
運	・会議を所定の頻度で	し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を
運営推進会議	開催していない。	聴く機会として設けてください。
進金	・報告等の記録を公表	・運営推進会議を開催した際は、運営推進会議にお
議	していない。	ける報告、評価、要望、助言等についての記録を作
		成するとともに、当該記録を公表してください。

運営推進会議は、指定(介護予防)認知症対応型共 同生活介護事業所が、利用者、市町村職員、地域住 民の代表者等に対し、提供しているサービス内容を 明らかにすることにより、事業所による利用者の 「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスと 運営推進会議 することで、サービスの質の確保を図ることを目的 地域住民の代表者等が として設置するものです。 参加していない。 地域の住民の代表者とは、自治会・町内会役員、民 生委員、老人クラブの代表等が考えられます。これ らの者等により構成される運営推進会議に対し活動 状況を報告し、評価を受けるとともに、運営推進会 議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けてくだ さい。

【認知症対応型共同生活介護】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容
人員基準	職員配置について、共同 生活住居ごとの配置とな っていない。	利用者に対する適切な指定認知症対応型共同生活 介護の提供を行うため、職員の勤務体制は次の点 に留意してください。 ・共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務 体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、 夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にすること。 ・利用者の精神の安定を図る観点から、担当の介 護従業者を固定する等の継続性を重視したサービ ス提供に配慮すること。 また利用者については、基本方針において認知症 である利用者が可能な限り共同生活住居におい て、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入 浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の 支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の生 活機能の維持又は向上を目指すものとされている ことから、日常のサービス提供はそれぞれの共同 生活住居で提供してください。

外部評価	1年に1回以上、外部評価を実施していない。 外部評価の結果について、入居者及び、大田では、入居者及びらず、また入居者及びをである。 が不十分である。	1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うとともに、当該自己評価について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行ってください。また、自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供し、静岡市へ提出するとともに、介護サービス情報公表システム等を活用し、公表してください。事業者は外部評価結果を次の方法で公表してください。 ア 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明すること。 イ 事業所内の見やすい場所に掲示する、自ら設置するホームページ上に掲示するなどの方法により広く開示すること。ウ 利用者及び利用者の家族へ手交若しくは送付等により情報提供を行うこと。 エ 指定を受けた市町村に対し、評価結果等を提出すること。 オ 評価結果等については、自ら設置する運営推進会議において説明すること。
加算算定の不備	利用者の被保険者証に退 居の年月日並びに再入所 の年月日及び入居してい る共同生活住居の名称の 記載がない。	入居に際しては入居の年月日及び入居している共 同生活介護の名称を、退居に際しては退居の年月 日を利用者の被保険者証に記載してください。

加算算定の不備

生活機能向上連携加算

(Ⅱ) について

- ・理学療法士等が訪問したことが記録されていない。
- ・生活機能アセスメント が3月に1回行われてい ない。
- ・加算の算定にあたっては、訪問リハビリテーション事業所又は リハビリテーションを実施している医療提供施設 の理学療法士等が事業所を訪問した際に、計画作 成担当者が当該理学療法士等と共同して生活機能 アセスメントを行い、かつ、生活機能の向上を目 的とした介護計画を作成することが必要となりま す。理学療法士等が事業所を訪問したことについ て記録を残してください。
- ・3月を超えて当該加算を算定しようとする場合は、再度理学療法士等が事業所を訪問した際に、計画作成担当者が当該理学療法士等と共同して生活機能アセスメントを行い、かつ、その評価に基づき介護計画を見直す必要があります。

医療連携体制加算について、

算定要件である「重度化 した場合における対応に 係る指針」の内容が不足 している。 「重度化した場合における対応に係る指針」には、急性期における医師や医療機関との連携体制、入院期間中における居住費や食費の取扱い、看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する方針、などの項目を盛り込んでください。

口腔衛生管理体制加算

について、

事業所において口腔ケ ア・マネジメント計画を 作成していない。 口腔ケア・マネジメント計画は、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士(以下、歯科医師等)が作成するものではなく、事業所において作成するものです。歯科医師等の技術的助言及び指導に基づき、事業所が作成してください。また、歯科医師等の計画に係る技術的助言、指導を踏まえ、概ね6月ごとに計画の見直しを行い、口腔衛生の管理体制の充実を図ってください。

【小規模多機能居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容
各サービス計画の作成等	総合マネジメント体制 強化加算について、 地域の病院等に対し、大 中 に関する情報と で は り に 関 い り に り り に り い り に り に り に り に り に り に	総合マネジメント体制強化加算の算定にあたっては、地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図るとともに、地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所において提供することができる具体的なサービス内容等(受け入れ可能な利用者の状態及び提供可能な看護サービス等)について日常的に情報提供を行ったことについて記録してください。また、利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加する等、利用者が住み慣れた地域において生活を継続するために何が必要かということについて、常に問題意識を持って取り組んだ内容を記録してください。なお、上記記録については、サービス提供記録や業務日誌等の既存の記録において確認できれば足り
加算算定の不備	訪問看護体制減算 について、 確認していない。 また、減算要件に適合 しているが減算を行っていない。	るものとします。 看護小規模多機能型居宅介護費の算定に当たって は、訪問看護体制減算について、厚生労働大臣が 定める基準への適合状況を確認し記録してください。 また、過去に遡り点検のうえ、厚生労働大臣が定 める基準に適合した場合は、改善報告書において 介護給付費等返還計画を作成し、これに基づき自 主返還してください。 厚生労働大臣が定める基準については、以下のと おりです。 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 算定日が属する月の前3月間において、看護 小 規模多機能型居宅介護事業所における利用者(短 期利用居宅介護利用者を除く)の総数のうち、主 治の医師の指示に基づく看護サービス(地域密着 型サービス基準第177条第9号に規定する看護

	サービスをいう。以下同じ。)を提供した利用者の
	占める割合が百分の三十未満であること。
	ロ 算定日が属する月の前3月間において、看護
加質	小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の
算	総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用
加算算定の不備	者の占める割合が百分の三十未満であること。
不 備	ハ 算定日が属する月の前3月間において、看護
Wits	小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の
	総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占
	める割合が百分の五未満であること。

【居宅介護支援】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容
苦 情·	苦情処理及び事故発生時 の対応が定められていな い。	苦情の処理及び事故が発生した場合の対応マニュ アルを整備し、苦情又は事故が発生した場合は、 当該マニュアルに沿って、適切に処理してくださ い。
運営基準	ケアマネジメントの公正 中立性の確保を図る観点 から、前6カ月間に作成 したケアプランにおける 訪問介護、通所介護、地 域密着型通所介護、福祉 用具貸与の各サービスご 利用割合及びサービスご しの提供回数のうち、供 との提供回数ので提供し との提供であるで表 いたものの割合を各サービスごと利用者に説が、さ いない。 当該割合が資料に記載されていない。	各サービスの割合等が把握できる資料は、重要事項説明書等の別紙として作成するなどして、居宅介護支援の提供の開始時に、利用者に提示し、説明してください。なお、前6カ月間に作成したケアプランに位置付けられた訪問介護等の各事業所における提供回数のうち(※同一事業所が同一利用者に複数回提供してもカウントは1)、同一事業所によって提供されたものの割合は、その割合の算出に係る小数点以下の端数処理を行う際に、切り捨てて差し支えありません。

ケアプラン作成

居宅サービス計画の作成 に係るケアマネジメント の記録について、アセス メントの記録が不十分で あった。 居宅サービス計画に係るアセスメントについては、新規作成及び変更(サービス内容の変更、区分変更、更新時)する都度、自宅を訪問して実施し、結果を記録してください。状況に変化がない場合もその旨を記録してください。また、アセスメントを行うにあたっては、国から示されている課題分析標準項目の23項目を具備したシートを使用し、利用者の生活全般についてその状態を十分把握してください。

介護支援専門員は、居宅サービス計画書の策定に際し、「目標(長期目標・短期目標)」について、以下の点に留意し、長期目標の計画的な達成に向け、段階的な短期目標を設定してください。

1 目標(長期目標・短期目標)

「長期目標」は、基本的には個々の解決すべき課題に対応して設定するものである。ただし、解決すべき課題が短期的に解決される場合やいくつかの課題が解決されて初めて達成可能な場合には、複数の長期目標が設定されることもある。「短期目標」は、解決すべき課題及び長期目標に段階的に対応し、解決に結びつけるものである。 緊急対応が必要になった場合には、一時的にサービスは大きく変動するが、目標として確定しなければ「短期目標」を設定せず、緊急対応が落ち着いた段階で、再度、「長期目標」・「短期目標」の見直し

なお、抽象的な言葉ではなく誰にもわかりやすい 具体的な内容で記載することとし、かつ目標は、 実際に解決が可能と見込まれるものでなくてはな らない。

2 「長期目標」及び「短期目標」に付する「期間」

「長期目標」の「期間」は、「生活全般の解決すべき課題(ニーズ)」を、いつまでに、どのレベルまで解決するのかの期間を記載する。「短期目標」の「期間」は、「長期目標」の達成のために踏むべき段階として設定した「短期目標」の達成期限を記

居宅サービス計画書の

「目標(長期目標・短期 目標)」の設定期間につい て、ほぼすべての利用者 について、長期と短期の 期間を区別して設定して いないため、各々の期間 に応じた、計画性のある 目標設定をしていること が確認できない。

を行い記載する。

		載する。また、原則として開始時期と終了時期を 記入することとし、終了時期が特定できない場合 等にあっては、開始時期のみ記載する等として取 り扱って差し支えないものとする。 なお、期間の設定においては「認定の有効期間」 も考慮するものとする。
ケアプラン作成等	医療系サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合に、・主治の医師等の指示があったことについて確認できない。・居宅サービス計画を主治の医師等に交付していない。	・利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを希望している場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、主治医意見書など主治の医師等が医療サービスの必要性を認めたことが分かる記録を残してください。 ・居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付してください。
	居宅サービス計画の作成 に当たり、サービス担当 者会議を開催していない ケースがある。	介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めてください。なお、居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合等には、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができますが、新規に居宅サービス計画を作成する場合は、ケアプランの軽微な変更には該当しません。軽微な変更の内容については、居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて(R3.3.31 老介発 0331 第1 号ほか)を参照してください。
	利用者の居宅において、 モニタリングを実施して いない月がある。	介護支援専門員は、少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行い、かつ、少なくとも1月に1回はモニタリングの結果を記録してください。なお、デイサービスの利用中にモニタリングを実施することは、デイサービスの中断事由となるため控えてください。

		介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催に
		より、利用者の状況等に関する情報を担当者と共
		有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の
		内容について、担当者から、専門的な見地からの
		意見を求めてください。
-	业************************************	また、当該居宅介護支援事業所における担当介護
ケアプラン作成等	当該居宅介護支援事業所	支援専門員の変更であって、新しい担当者が利用
<u>ブ</u>	における担当介護支援専	者はじめ各サービス担当者と面識を有している場
シ	門員が変更する場合に、	合にあっては、ケアプランの軽微な変更に該当す
IF 成	サービス担当者会議を開	る場合があるものと考えられ、サービス担当者会
等	催していない。	議の開催など、必ずしも実施しなければならない
		ものではありません。
		なお、軽微な変更に該当するかどうかは、変更す
		る内容が基準(H11 厚令 38)第 13 条第 3 号から
		第 11 号までの一連の業務を行う必要性の高い変更
		であるかどうかによって判断してください。
記	利用者に対する居宅介護	居宅介護支援事業者は、利用者に対する居宅介護
録の	支援の提供に関する記録	支援の提供に関する記録について、遅滞なく利用
整備	について、遅滞なく利用	者ごと整備し、その完結の日から2年間保存して
備	者ごと整備していない。	ください。
	特定事業所加算につい	
	て、	
	・算定要件を満たしてい	
加算	ない場合に、算定してい	・特定事業所加算は、運営基準減算の適用を受け
加算算定の不備	る。	ていないことが算定要件の一つとなっています。
<u> </u>	・各種資料で加算の要件	・毎月末までに基準の遵守状況に関する所定の記
一備	を満たしているが、基準	録を作成し、2年間保存してください。
Min	の遵守状況に関する所定	
	の記録を作成していな	
	V,	

加算算定の不備

初回加算について、

ケアプラン作成に当たっての一連の業務を実施していない場合(軽微な変更に該当しないケースにおいて担当者会議を意見照会に替えた場合)に算定している。

初回加算は、指定居宅介護支援事業所において、 新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し て、ケアプラン作成に当たっての一連の業務を実 施する手間を評価するものです。当該加算の算定 に当たっては、一連の業務を実施していることを 確認してください。

なお、新規に居宅サービス計画を作成する場合は、ケアプランの軽微な変更には該当しません。 軽微な変更の内容については、居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて(R3.3.31 老介発 0331 第 1 号ほか)を参照してください。

入院時情報連携加算 I に ついて、

情報提供がFAXによる 場合に先方が受け取った ことを確認しているが記 録がない。 先方と口頭でのやりとりがない方法(FAXやメール、郵送等)により情報提供を行った場合は、 先方が受け取ったことを確認するとともに、確認 したことについて、居宅サービス計画等に記録し てください。

退院・退所加算 I イについて、

利用者に関する情報の提 供を受けた上で作成すべ き居宅サービス計画が確 認できない事例が見受け られた。 算定に当たっては、当該利用者の退院又は退所に 当たり、当該病院等の職員と面談を行い、利用者 に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計 画を作成してください。アセスメント等の結果、 従前の居宅サービス計画の内容に変更がなくとも 居宅サービス計画書の作成が必要です。

	T	
		退院・退所加算の算定要件にある、病院又は診療
		所の退院に当たって利用者に係る必要な情報の提
		供を受けるためのカンファレンスは、診療報酬の
		算定方法別表第1医科診療報酬点数表の退院時共
		同指導料2の注3の要件を満たすものとされてい
		ます。
		退院時共同指導料2の注3には、
		① 入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等
		が、
	退院・退所加算(Ⅰ)口	② 在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師
加質	の算定にあたり、	等、
加算算定の不備		③ 保険医である歯科医師若しくはその指示を受け
一 の	カンファレンスの参加者	た歯科衛生士、
不備	について要件を満たして	④ 保険薬局の保険薬剤師、
J J J J J J J J J J J J J J J J J J J	いない。	⑤ 訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を
		除く)、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚
		士、
		⑥ 介護支援専門員又は相談支援専門員
		のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った
		場合に、「多機関共同指導加算として、2,000 点を
		所定点数に加算する」とあります。
		すなわち、①のほかに、②~⑥の5者のうち3者
		以上がカンファレンスに参加する必要がありま
		<u>す。</u>

【介護老人福祉施設】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容
人員基準	看護職員について、併設 の通所介護事業所と兼務 しているが、時間が明確 に区分されておらず、配 置時間が不明確である。	他の事業所との兼務職員については、それぞれの勤 務時間を区分して管理し、業務に従事する時間を明 確にしてください。
変更届	協力医療機関及び介護支援専門員の変更について 届け出ていない。	変更の届出等が必要な事項に変更があった場合は、 変更のあった日から 10 日以内に必要な書類を届け 出てください。

運営基準

優先入所検討委員会において、

第三者委員の出席が確認 できない。 優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められるため、優先入所検討委員会の構成は施設職員と施設職員以外の第三者の委員(民生委員、当該社会福祉法人の評議員のうち地域の代表者として加わっている者、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにおいて選任することとされている第三者委員など)で構成してください。

また、第三者委員の当日の出席が困難な場合は、後日文書等で確認し記録しておいてください。

経口維持加算 I について

・対象者について、水飲みテスト、頸部聴診法、造影撮影、内視鏡検査等により誤嚥が認められることについて、実施の記録等が確認できない。

・歯科医師が指示を行う 場合に、当該指示を受け る管理栄養士等が、対象 となる入所者に必要な栄 養指導を行うに当たり、 主治の医師の指導を受け ていることが確認できな い。

・月1回以上の多職種に よる会議等について、医 師の参加や共有等が確認 できない。 現に経口により食事を摂取している者であって、摂食機能障害(食事の摂取に関する認知機能の低下を含む。)を有し、水飲みテスト(「氷砕片飲み込み検査」、「食物テスト(food test)」、「改訂水飲みテスト」などを含む。)頸部聴診法、造影撮影(医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。)、内視鏡検査(医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコピー」をいう。)等により誤嚥が認められる(喉頭侵入が認められる場合及び食事の摂取に関する認知機能の低下により誤嚥の有無に関する検査を実施することが困難である場合を含む。)ことから、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示を受けたものを対象としてください。

ただし、歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が、対象となる入所者に対する療養のために必要な栄養の指導を行うに当たり、主治の医師の指導を受けるようにしてください。

また、月1回以上、医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理の方法等を示した経口維持計画の作成を行うとともに、必要に応じた見直しを行ってください。また、食事の観察及び会議等は、関係職種が一堂に会して実施すること

加算算定の不備

加算算定の不備		を想定しているが、やむを得ない理由により、参加 するべき者の参加が得られなかった場合は、その結 果について終了後速やかに情報共有を行い、その旨
	 送迎加算 について、	を記録しておくようにしてください。
	这是加弄 (C)() ()	送迎加算を算定するにあたり、利用者の心身の状
	送迎を行うことが必要と	態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要
	認められる利用者である	であることを記録してください。
	ことが確認できない。	